

境港市建設工事入札傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事の入札の透明性を高めるため、当該入札に関係のない者に、入札執行の傍聴を認める際に必要な事項について定めるものである。

(傍聴できる工事)

第2条 入札執行を傍聴できる工事は、予定価格が3千万円以上の建設工事の入札において、入札前にあらかじめ「入札を傍聴できる」旨、知らせた工事とする。

2 前項の「入札を傍聴できる」旨を知らせる方法は、当該入札の公告又は指名通知書又はインターネット等により行うものとする。

(傍聴の手続等)

第3条 入札の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付簿に住所及び氏名を記入するものとする。係員は次条の規定により傍聴人数を制限する場合を除き、傍聴希望者を指示し、傍聴席に着席させるものとする。

2 前項の傍聴希望者受付簿に記入できる時期は、当該入札執行30分前からとする。

3 傍聴希望者は、入札開始時（入札を行う旨入札執行官が宣言した時刻）までに入室を終えなければならない。

(傍聴人数の制限)

第4条 入札執行者は、入札執行上必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限することができる。

2 前項の制限は、傍聴希望者受付簿に記載した順番で傍聴を認めることにより行う。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器のたぐいを携帯している者
- (6) その他入札執行者が、傍聴させると入札執行に支障を生じると認める者

(遵守事項)

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 私語又は拍手をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他人に迷惑をかけないこと。
- (5) 入札執行者の許可なく、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音等を行わないこと。

(6) 係員の指示に従うこと。

(7) その他入札執行の妨害となるような行為を行わないこと。

(違反に対する措置)

第7条 この要綱に違反する行為をした傍聴者を、入札執行者が制止した場合において、当該傍聴者がその制止命令に従わないときは、入札執行者は当該傍聴人に退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。